

改 訂 後

1. 適用品目

- ・鋼材類 (鉄筋・形鋼・鋼板等)
- ・燃料油 (ガソリン・軽油・重油)
- ・アスファルト類 (合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等)
- ・コンクリート類 (生コン・セメント・モルタル・コンクリート二次製品等)
- ・その他 (受発注者間の個別協議において指定した品目)

2. 各適用品目の適用年月日

- ・鋼材類・・・・平成20年 7月 1日
- ・燃料油・・・・平成20年 7月 1日
- ・アスファルト類・・・・平成20年12月 1日
- ・コンクリート類・・・・平成28年 9月 1日
- ・その他・・・・平成28年 9月 1日

3. 対象となる工事

- ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事
- ①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
- ②請負代金額250万円以上の工事
- ③工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4. 対象としない工事部分

- ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5. スライド額の算定方法

(1) スライド額算定の対象とする品目の判定

1. 適用品目に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、スライド額算定の対象品目とする。

(2) スライド額の算定

①対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額	(※(1)で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額 (※(1)で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額 (※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	コンクリート類の変動額 (※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合)
+	その他の変動額 (※(1)でその他が対象品目となる場合)
-	請負代金額の1%
=	スライド額

改 訂 前 (20建企第789号)

1. 適用品目

- ・鋼材類 (鉄筋・形鋼・鋼板等)
- ・燃料油 (ガソリン・軽油・重油)
- ・アスファルト類 (合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等)

2. 各適用品目の適用年月日

- ・鋼材類・・・・平成20年 7月 1日
- ・燃料油・・・・平成20年 7月 1日
- ・アスファルト類・・・・平成20年12月 1日

3. 対象となる工事

- ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事
- ①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
- ②請負代金額250万円以上の工事
- ③工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4. 対象としない工事部分

- ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5. スライド額の算定方法

(1) スライド額算定の対象とする品目の判定

- ①鋼材類
鋼材類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。
- ②燃料油
燃料油に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。
- ③アスファルト類
アスファルト類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。

(2) スライド額の算定

①対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼材類の変動額	(※(1)①で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額 (※(1)②で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額 (※(1)③でアスファルト類が対象品目となる場合)
-	請負代金額の1%
=	スライド額

改 訂 後

②対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

+	鋼材類の変動額	(※(1)で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	(※(1)で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	(※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	コンクリート類の変動額	(※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合)
+	その他の変動額	(※(1)でその他が対象品目となる場合)
+	請負代金額の1%	
=	スライド額	

※対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成28年11月1日以降に請負代金額変更の請求を行う工事に適用する。

7. 経過措置

工期末が平成28年11月15日～平成28年12月31日の工事における、請負代金額変更の請求日は、工期末の14日前までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

○平成21年 3月 2日付け 20建企第789号
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

改 訂 前 (20建企第789号)

②対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

+	鋼材類の変動額	(※(1)①で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	(※(1)②で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	(※(1)③でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	請負代金額の1%	
=	スライド額	

※対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を行う工事に適用する。

7. 経過措置

工期末が平成21年4月1日～平成21年5月31日の工事における、発注者から請負者への請負代金額変更(減額となる場合)の請求日は、平成21年3月31日までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

○平成20年 6月30日付け 20建企第243号
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」
○平成20年11月27日付け 20建企第553号
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」